

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日在休日は、その翌日)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

- ◇告示 健康保険法等の規定に基づく看護料の支給基準について
- 生活保護法による医療機関の指定
- 生活保護法施行規則による診療所を廃止した旨の届出
- 保安林の解除予定
- 遊漁規則の変更の認可
- ◇公 告 道路交通法による聴聞の実施
- 昭和四十一年度鳥取県職員採用上級試験の実施

告

示

鳥取県告示第二百六十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)第十条及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二十八条の規定による看護の給付を行なう場合の看護料支給基準を次のように定め、昭和四十一年五月一日から適用し、昭和四十一年五月一日鳥取県告示第二百八十号(健康保険法等の規定に基づく看護料の支給基準について)は、廃止する。

昭和四十一年五月二十七日

鳥取県知事 石破

二

朗

鳥取県告示第二百六十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和四十一年五月二十七日

鳥取県知事 石破

受付

1530



## 看護料支給基準

看護の給付対象者	一日当たりの看護料	
	看護婦	准看護婦
一 患者及びベスト患者	一、大八〇円	一、三四〇円
二		
赤痢患者(疫病患者を含む) 及び精神病患者、ジフテリア患者、白喉患者、日本脑炎患者、流行性出血熱患者、結核患者、急性灰白膜炎患者、開放性結核患者、急性和慢性骨髓炎患者	一、三四〇円	一、一〇七〇円
三 一及び二に掲げる患者以外の患者	一、一一〇円	九四〇円
	九〇〇円	七八〇円

## 備考

- 看護料には、食費及び寝具料を含むものとする。
- 医師が療養上徹夜看護を必要と認めたときは、一日当たり看護料の額に二割五分の額を加算することができる。

鳥取県告示第二百六十六号

生活保護法(昭和二十八年法律第二百七号)第十条及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二十八条の規定による看護の給付を行なう場合の看護料支給基準を次のように定め、昭和四十一年五月一日から適用し、昭和四十一年五月一日鳥取県告示第二百八十号(健康保険法等の規定に基づく看護料の支給基準について)は、廃止する。

昭和四十一年五月二十七日

鳥取県知事 石破

二

朗

鳥取県公安委員会告示第十九号	昭和四十一年五月二十七日
道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。	
昭和四十一年五月二十七日	
鳥取県公安委員会委員長 沢 住 戎 蔽	
一 倉吉地区	
1 聽聞の期日及び場所	昭和四十一年六月八日 午前十時三十分から
倉吉市住吉町 倉吉警察署小会議室	
2 聽聞当事者の住所及び氏名	(1) 倉吉市上神三二六の一 山 根 民 也

指 定 年 月 日	名 称 所 在 地	診 療 科 名	開設者名
昭和四十一年四月二十四日	野津医院	鳥取市卯垣一四〇の二	内科、小児科、放射線科 野津英顯
二十三日	森 医院	岩美郡国府町字谷十三の二	内科、小児科 森 納
"	中河原診療所	"	"
三月三十日	巨島医院福部分院	字中河原七十七	内科、小児科 巨島 恵子
"	"	福部村細川六六三の五	内科、小児科
鳥取県告示第二百六十八号	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	三 解除の理由
生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。	野津医院 岩美郡国府町谷十三 内科、小兒科 昭和四十一年四月二十三日	野津医院 岩美郡国府町谷十三 内科、小兒科 昭和四十一年四月二十三日	指定理由の消滅
昭和四十一年五月二十七日	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県告示第二百七十一号
鳥取県告示第二百六十九号	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	一 天神川漁業協同組合の遊漁規則の変更
次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。	八頭郡若桜町大字落折一ツ休二九一の一、二九一の六	天神川漁業協同組合	二 天神川漁業協同組合の遊漁規則の変更
昭和四十一年五月二十七日	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	三 認可をしたので、同法同条第七項の規定により次のとおり告示する。
一 解除予定に係る保安林の所在場所	八頭郡若桜町大字落折一ツ休二九一の一、二九一の六	天神川漁業協同組合	昭和四十一年五月二十七日
二 保安林として指定された目的	"	"	"
なだれの危険の防止	"	"	"
共同漁業権内共第三号	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	四 認可をしたので、同法同条第七項の規定により次のとおり告示する。
認可に係る遊漁規則の変更の内容	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	一 天神川漁業協同組合の遊漁規則の変更
遊漁規則第三条第二項を削る。	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	二 天神川漁業協同組合の遊漁規則の変更
四 變更後の遊漁規則の施行の日	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	三 認可をしたので、同法同条第七項の規定により次のとおり告示する。
昭和四十一年五月二十七日	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	昭和四十一年五月二十七日
鳥取県公安委員会告示第十九号	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	四 認可をしたので、同法同条第七項の規定により次のとおり告示する。
道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	一 天神川漁業協同組合の遊漁規則の変更
昭和四十一年五月二十七日	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	二 天神川漁業協同組合の遊漁規則の変更
鳥取県公安委員会委員長 沢 住 戎 蔽	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	三 認可をしたので、同法同条第七項の規定により次のとおり告示する。
一 倉吉地区	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	昭和四十一年五月二十七日
1 聽聞の期日及び場所	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	四 認可をしたので、同法同条第七項の規定により次のとおり告示する。
昭和四十一年六月九日 午前九時三十分から	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	一 天神川漁業協同組合の遊漁規則の変更
米子市鯛町 米子警察署小会議室	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	二 天神川漁業協同組合の遊漁規則の変更
2 聽聞当事者の住所及び氏名	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	三 認可をしたので、同法同条第七項の規定により次のとおり告示する。
(1) 米子市鯛町 一丁目一一六 戸 田 正 行	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	昭和四十一年五月二十七日
2 聽聞当事者の住所及び氏名	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	四 認可をしたので、同法同条第七項の規定により次のとおり告示する。
(1) 米子市安倍二二 三 島 龍 正 雄	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	一 天神川漁業協同組合の遊漁規則の変更
2 聽聞当事者の住所及び氏名	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	二 天神川漁業協同組合の遊漁規則の変更
(1) 米子市安倍二二 三 島 龍 正 雄	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	三 認可をしたので、同法同条第七項の規定により次のとおり告示する。
2 聽聞当事者の住所及び氏名	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	昭和四十一年五月二十七日
(1) 米子市安倍二二 三 島 龍 正 雄	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	四 認可をしたので、同法同条第七項の規定により次のとおり告示する。
2 聽聞当事者の住所及び氏名	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	一 天神川漁業協同組合の遊漁規則の変更
(1) 米子市安倍二二 三 島 龍 正 雄	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	二 天神川漁業協同組合の遊漁規則の変更
2 聽聞当事者の住所及び氏名	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	三 認可をしたので、同法同条第七項の規定により次のとおり告示する。
(1) 米子市安倍二二 三 島 龍 正 雄	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	昭和四十一年五月二十七日
2 聽聞当事者の住所及び氏名	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	四 認可をしたので、同法同条第七項の規定により次のとおり告示する。
(1) 米子市安倍二二 三 島 龍 正 雄	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	一 天神川漁業協同組合の遊漁規則の変更
2 聽聞当事者の住所及び氏名	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	二 天神川漁業協同組合の遊漁規則の変更
(1) 米子市安倍二二 三 島 龍 正 雄	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	三 認可をしたので、同法同条第七項の規定により次のとおり告示する。
2 聽聞当事者の住所及び氏名	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	昭和四十一年五月二十七日
(1) 米子市安倍二二 三 島 龍 正 雄	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	四 認可をしたので、同法同条第七項の規定により次のとおり告示する。
2 聽聞当事者の住所及び氏名	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	一 天神川漁業協同組合の遊漁規則の変更
(1) 米子市安倍二二 三 島 龍 正 雄	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	二 天神川漁業協同組合の遊漁規則の変更
2 聽聞当事者の住所及び氏名	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	三 認可をしたので、同法同条第七項の規定により次のとおり告示する。
(1) 米子市安倍二二 三 島 龍 正 雄	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	昭和四十一年五月二十七日
2 聽聞当事者の住所及び氏名	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	四 認可をしたので、同法同条第七項の規定により次のとおり告示する。
(1) 米子市安倍二二 三 島 龍 正 雄	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	一 天神川漁業協同組合の遊漁規則の変更
2 聽聞当事者の住所及び氏名	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	二 天神川漁業協同組合の遊漁規則の変更
(1) 米子市安倍二二 三 島 龍 正 雄	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	三 認可をしたので、同法同条第七項の規定により次のとおり告示する。
2 聽聞当事者の住所及び氏名	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	昭和四十一年五月二十七日
(1) 米子市安倍二二 三 島 龍 正 雄	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	四 認可をしたので、同法同条第七項の規定により次のとおり告示する。
2 聽聞当事者の住所及び氏名	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	一 天神川漁業協同組合の遊漁規則の変更
(1) 米子市安倍二二 三 島 龍 正 雄	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	二 天神川漁業協同組合の遊漁規則の変更
2 聽聞当事者の住所及び氏名	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	三 認可をしたので、同法同条第七項の規定により次のとおり告示する。
(1) 米子市安倍二二 三 島 龍 正 雄	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	昭和四十一年五月二十七日
2 聽聞当事者の住所及び氏名	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	四 認可をしたので、同法同条第七項の規定により次のとおり告示する。
(1) 米子市安倍二二 三 島 龍 正 雄	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	一 天神川漁業協同組合の遊漁規則の変更
2 聽聞当事者の住所及び氏名	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	二 天神川漁業協同組合の遊漁規則の変更
(1) 米子市安倍二二 三 島 龍 正 雄	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	三 認可をしたので、同法同条第七項の規定により次のとおり告示する。
2 聽聞当事者の住所及び氏名	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	昭和四十一年五月二十七日
(1) 米子市安倍二二 三 島 龍 正 雄	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	四 認可をしたので、同法同条第七項の規定により次のとおり告示する。
2 聽聞当事者の住所及び氏名	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	一 天神川漁業協同組合の遊漁規則の変更
(1) 米子市安倍二二 三 島 龍 正 雄	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	二 天神川漁業協同組合の遊漁規則の変更
2 聽聞当事者の住所及び氏名	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	三 認可をしたので、同法同条第七項の規定により次のとおり告示する。
(1) 米子市安倍二二 三 島 龍 正 雄	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	昭和四十一年五月二十七日
2 聽聞当事者の住所及び氏名	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	四 認可をしたので、同法同条第七項の規定により次のとおり告示する。
(1) 米子市安倍二二 三 島 龍 正 雄	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	一 天神川漁業協同組合の遊漁規則の変更
2 聽聞当事者の住所及び氏名	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	二 天神川漁業協同組合の遊漁規則の変更
(1) 米子市安倍二二 三 島 龍 正 雄	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	三 認可をしたので、同法同条第七項の規定により次のとおり告示する。
2 聽聞当事者の住所及び氏名	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	昭和四十一年五月二十七日
(1) 米子市安倍二二 三 島 龍 正 雄	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	四 認可をしたので、同法同条第七項の規定により次のとおり告示する。
2 聽聞当事者の住所及び氏名	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	一 天神川漁業協同組合の遊漁規則の変更
(1) 米子市安倍二二 三 島 龍 正 雄	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	二 天神川漁業協同組合の遊漁規則の変更
2 聽聞当事者の住所及び氏名	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	三 認可をしたので、同法同条第七項の規定により次のとおり告示する。
(1) 米子市安倍二二 三 島 龍 正 雄	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	昭和四十一年五月二十七日
2 聽聞当事者の住所及び氏名	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	四 認可をしたので、同法同条第七項の規定により次のとおり告示する。
(1) 米子市安倍二二 三 島 龍 正 雄	鳥取県知事 石		

- (1) 男女の別を聞いませんが、次のアからエまでのいざれかに該当する者が受験できます。
- ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)を昭和3、9年3月以降に卒業した者又は昭和42年3月31日までに卒業する見込みの者で、昭和11年4月2日以降に生まれた者
  - イ 学校教育法による短期大学を昭和39年3月以前に卒業した者で、昭和14年4月2日以降に生まれた者
  - ウ 人事委員会がア又はイに該当する者と同等と認めた者
  - エ ア、イ又はウに掲げる者はか、昭和14年4月2日から昭和18年4月1日までに生まれた者
  - （2）次のアからオまでのいざれかに該当する者は、受験できません。
    - ア 日本の国籍を有しない者
    - イ 犯治産者及び準犯治産者
    - ウ 禁じ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けたことがなくなるまでの者
    - エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
    - オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 第1次試験

#### (1) 方 法

普通試験、専門試験及び総合試験を大学卒業程度において行ないます。

### 2 受験資格

試験区分	採用予定人員
行政	千人
農業	千人
林業	千人
農土	千人
木	千人

### 公 告

昭和41年度鳥取県職員採用上級試験の実施について次のとおり公告する。

昭和41年5月27日

馬取県人事委員会委員長 青 戸 龍 年

### 1 試験区分及び採用予定人員

米子市道町三丁目一四八の六	長谷川
米子市長砂町二四一	藤井
米子市中野町一	房次郎
米子市末広町一	堅次郎
米子市博労町四丁目一六五	村原
米子市博労町一丁目一三	田田
米子市博労町三丁目一八	原漢
米子市大崎一四二二	義吉
米子市上後藤一九八	則晃
米子市車尾八〇八の五	勉
米子市道笑町二丁目 木田よしの方	藤原
米子市吉谷一四九	田
米子市上福原一九一五の一	坂前
西伯郡名和町大字御来屋三三三一七	船木
西伯郡名和町大字茶畠四五九	池木
西伯郡大山町神原二〇七の四	木永
境港市東本町九五	奥竹
境港市渡町一九の四	坂都
境港市松ヶ枝町八	坂前
境港市外江町清水一〇六〇	坂木
境港市外江町一〇六〇	坂本
日野郡躑躅口町轟口七四〇	藤村
西伯郡岸本町大殿六七一	倉漢
	義吉
	昭信
	久雅
	重義
	敏昭
	宗雅
	実義
	三雄司
	明朗
	実雄
	徳義
	実義

③ 鳥取市外は市町村の長川	田 駿	田 駿
④ 田駒郡境口鉛筆口町○	木 三	木 三
⑤ 鶴田郡鶴田町大蔵大字○	鶴 村	鶴 村

公 告

昭和41年度鳥取県職員採用上級試験の実施について次のとおり公告する。

昭和41年5月27日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 千 春

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員
行政	若千人
農業	若干人
林業	若干人
農業土木	若干人

2 受験資格

(1) 男女の別を問いませんが、次のアからエまでのいずれかに該当する者が受験できます。

- ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を昭和39年3月以降に卒業した者又は昭和42年3月31日までに卒業する見込みの者で、昭和11年4月2日以降に生まれた者
- イ 学校教育法による短期大学を昭和39年3月以前に卒業した者で、昭和14年4月2日以降に生まれた者
- ウ 人事委員会がア又はイに該当する者と同等と認めた者
- エ ア、イ又はウに掲げる者はほか、昭和14年4月2日から昭和18年4月1日までに生まれた者

(2) 次のアからオまでのいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 禁治産者及び準禁治産者
- ウ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第1次試験

(1) 方 法

教養試験、専門試験及び総合試験を大学卒業程度において行ないます。

ア 教養試験 試験区分にかかわらず、公務員として必要な一般知能（判断推理、数的処理、文章理解、資料解釈等の能力）及び教養（社会、人文、自然等の知識）について、採一式により行ないます。

イ 専門試験 試験区分に応じた専門的知識及び能力を有するかどうかについて、採一式により行ないます。

なお、試験問題は、それぞれ次の分野から出題されます。

試験区分	分	野
行政	政治学、社会政策、行政学、法学概論、憲法、行政法、民法、經濟原論、財政学、經濟政策、經濟事情	
農業	栽培学概論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業經濟一般	
林業	林業政策、森林經營、造林、森林利用、木材工芸、林産製造、森林工学	
農業土木	数学、水理学、応用力学、測量、材料施工、農業水利、土地改良、農業造橋、農地造成、農業機械、選学一般	
土木	数学、力学、水理学、測量、土木材料、土質、土木施工、都市計画、河川、発電水力、港湾、道路、鐵道、橋梁、上下水道	

ウ 総合試験 試験区分ごとに職務の遂行に必要な識見、判断力、思考力等について配述式により行ないます。

(2) 試験日時及び試験場

ア 試験日時 昭和41年7月24日(日) 受付開始 8時20分

イ 試験場 鳥取県立鳥取西高等学校(鳥取市東町2丁目123)

試験開始 9時

- (3) 第1次試験合格者の決定及び発表  
 ア 決定の方法 試験区分ごとに教養試験、専門試験及び総合試験の成績を総合して高得点に合格者を決定します。ただし、教養試験、専門試験及び総合試験のうち、いずれかが一定の合格の基準に達しない者は、不合格となります。
- イ 発 表 昭和41年8月8日(月)に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。
- #### 4 第2次試験
- 第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行ないます。
- (1) 方 法
- ア 口述試験 個別面接による試験を行ないます。
- イ 身体検査 胸部疾患の有無に重点を置いて、職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行ないます。
- ウ 身上調査 受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他のについて行ないます。
- (2) 試験日及び試験地  
 昭和41年8月下旬に鳥取市において行ないますが、第1次試験合格者に通知します。
- #### 5 最終合格者の発表
- 昭和41年8月下旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。
- #### 6 合格から採用まで
- (1) 合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載されたうえ、任命権者の請求に応じて成績順に提示され、その後から採用者が決定されます。
- (2) 採用候補者名簿の効力は、原則として1年間です。
- (3) 「給与は、原則として賃料月額20,500円(採用後1年目22,700円)と初任給相当を支給されますが、年数のある者は、その経験年数に応じてそれ以上になり、その後毎年1回定期に昇給します。」そのほか手当として、扶養手当、期末・勤勉手当(年間、給料、扶養手当の約4、3ヶ月分)等が支給されます。
- #### 7 受験手続及び受付期間
- (1) 申込用紙の請求  
 申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局に請求してください。郵便による場合は、封筒の表に「上級申込用紙請求」と朱書きし、あて先を明記して、10円切手をはつた返信用封筒を必ず同封してください。切手のないものは送付しません。  
 なお、下記のところでも申込用紙をお渡ししますが、この場合、「郵送による請求に対する手当」として、扶養手当、下記のところでも申込用紙をお渡ししますが、この場合、「郵送による請求に対する手当」として、扶養手当、鳥取県東京事務所(東京都千代田区平河町2丁目4番道府県会館4階)  
鳥取県大阪事務所(大阪市東区南久宝寺町2丁目58の1)  
鳥取県名古屋事務所(名古屋市中村区広小路西通り1丁目20号アンビル4階)  
鳥取県北九州事務所(北九州市小倉区浅野町2小倉ステーションビル3階)
- (2) 申込方法  
 申込用紙に必要事項を記入のうえ押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の表に「上級受験申込み」と朱書きしてください。なお、受験票は後日郵送しますので、受験票の郵便はがき欄に住所及び氏名を記入し、5円切手をはつください。切手のないものは受験票を送付しません。
- (3) 受付期間  
 昭和41年6月1日(木)から昭和41年6月30日(木)午後5時まで。郵送の場合は、昭和41年6月30日(木)  
午後5時までの着信のものに限りません。
- (4) その他  
 申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがありますから、受験手続には十分注意してください。  
 このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いません。
- #### 8 そ の 他
- この試験の受験手続その他については、鳥取県人事委員会事務局に相談してください。なお、郵便で照会する場合は、あて先を明記して10円切手(郵便料金が改正された場合は、改正料金による。)をはつた返信用封筒を必ず同封してください。

鳥取県人事委員会事務局

昭和41年5月27日

申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。  
 郵便による場合は、封筒の表に「上級受験申込み」と朱書きし、あて先を明記して、10円切手をはつた返信用封筒を必ず同封してください。  
 切手のないものは受験票を送付しません。

参考

